

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会 行動計画（第2次）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間

2 内容

目標1： 仕事と生活の両立に必要な環境づくりの推進に取り組む。

〈対策〉

- 定期的に、全職員向けに育児・介護等の両立支援に関わる制度説明を行い、理解・利用促進を図ります。
- 妊娠から産休・育休、復職までの支援マニュアル等を作成し、管理職の理解促進を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修会等を実施し、職員の意識改革を促します。

目標2： 有給休暇の取得促進を図る。

〈対策〉

- 有給休暇取得率50%（年10日）をめざし、定期的に取得状況を公表します。
- 各職員による年間の有給休暇取得計画表の作成を通じ、計画的な休暇取得を促します。
- 有給休暇取得状況を定期的に確認し、休暇取得への職員の意識啓発を図ります。
- 期中に面談を行い、休暇の取得状況や働き方について、課題の共有とともに、必要な業務調整等につなげます。

目標3： 超過勤務時間の削減に向けた取り組みを行う。

〈対策〉

- 超過勤務時間の削減に向け、各所属において定期的に目標を定めた取り組みを促します。
- ノー残業デーの推進・徹底実施を通じ、超過勤務時間の削減を促します。